



曾於市

Agriculture Committee Magazine of SŌO-City

# 農業委員会だより

令和4年3月発行(第17号)曾於市農業委員会



【末吉町高松地域活動隊：アート田、末吉町南之郷大路地区：ごぼう植付の様子】

## 主な内容

- ◇会長あいさつ..... 2
- ◇市長への政策提言..... 3
- ◇農作業別標準賃金表..... 5
- ◇曾於市賃借料情報..... 6
- ◇農業者年金制度について  
新規加入者の声・農業者年金受給者の声..... 7
- ◇農地転用等について..... 8・9
- ◇認定農業者・新規就農者紹介..... 10
- ◇農業委員・農地利用最適化推進委員名簿、全国農業新聞の購読 ..... 10

豊かな自然の中で  
みんなが創る  
笑顔輝く元気なまち





## 会長あいさつ



曾於市農業委員会 会長 山口 裕之

農業委員会だより第17号の発行にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

市民の皆様には、かねてより農業委員会の業務に関しまして、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一昨年から流行している新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、「新しい生活様式」などが求められました。マスクの着用、消毒の徹底、移動の自粛、3密の回避等といった基本的な感染防止により、農業委員会活動においても、日常の活動がしづらい年になりました。

現在、曾於市では、人・農地プランの実質化を推進しております。これは、担い手への農地集積・集約化についての話し合いをし、5年後、10年後の地域の農地や耕作する人に関する課題について、しっかりと話し合う取り組みです。また、農地の「貸したい」「借りたい」総点検（1・5・一・絵）として農地の所有者にアンケート調査も行っているところです。これにより農地を貸す人と借りる人のマッチングに繋げていく考えです。

農業委員会は、そのような中、昨年10月4日に、本誌3ページに掲載してありますとおり、市長に対し、大きく7点ほど、政策提言を行ったところであります。その中で、最近特に問題になっている鳥獣被害については、毎年お願いしているところです。また、農地を農地以外で利用されている状況（無断転用）が散見され、国からの指導の下に、これから改善に向けて取り組んでいく予定です。無断転用がある場合は、新たに農地取得が出来なくなる場合がありますので注意して頂きたいと思います。農地を農地以外に利用する場合は、必ず農業委員会の許可を得る必要がありますのでご相談頂きたいと思います。

今後も、曾於市民のための基幹産業であります農業を守り育てるため、農地として残さなければならない「優良農地」と「山林等に返っても仕方のない農地」に区分しながら、優良農地の確保と有効利用、担い手農家への優良農地の集積・集約化、優良農地内の耕作放棄地の発生防止及び解消等、また、各種申請に対し、公平迅速に対応できるように取り組んでまいります。特に優良農地の有効利用につきましては、委員・職員一丸となって、積極的な活動を推進してまいりますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



# 市長への政策提言

令和3年10月4日、曾於市農業委員会は、地域農業振興のため、農業者の声を集約して、農業政策に関する政策提言を市長に提出しました。

## 1. 有害鳥獣対策について

耕作放棄地の増加等によりイノシシやカラス、シカ、タヌキ等の被害は、年々増加傾向にあります。特に、ここ数年ではイノシシによる被害の増加が顕著であり、農家の耕作意欲が減退してきています。また、数字に表れる以上に深刻な影響をもたらしています。本市においても、電気柵・駆除に対する助成、猟友会等への支援等を実施していただいているものの、個体数の減少には至っておらず、被害は増加する一方です。



そこで、まずは曾於市イノシシ等被害防止事業補助金交付要綱に記載がある鳥獣害防止施設については予算を確保していただきたい。中でも鉄線柵等の防護柵は、自費で設置する農家も増えており、電気柵と同等の需要があると考えます。次に個体数を着実に減少させるために、捕獲報奨金の増額、捕獲対象期間を猟期も含めて支給するように要望いたします。そして、捕獲した鳥獣の処分方法についても堆肥化等駆除隊員の作業負担軽減も検討していただきたい。

また、今後も引き続き猟友会、駆除隊員の再編や組織化を進め、活動がより効率的・広範囲で行えるよう関係機関団体と引き続き協議くださるよう要望します。

※イノシシ（成獣）15,000円とイノシシ（幼獣）7,500円の差が大きいいため、幼獣の金額の増額を希望

※猟期の捕獲に対しては、通常の半額でもいいので支給してほしい。

## 2. 病害虫の被害防除対策について

水稻に被害をもたらすウンカ類についてですが、その年々で飛び込み量も異なるため、知識がなければ適切な防除が難しい病害虫です。令和2年度は飛び込み量が非常に多く、坪枯れも散見されました。FM・ホームページ等で周知は行われていましたが、「農薬散布は航空防除1度だけ。」という耕作者も多く、正しい知識を広く周知していただきたい。

また、本市農業公社が運営開始してから2年が経過し、高齢者や人手不足の農家等には大変重宝されています。新たな委託作業として、ドローンを活用した病害虫駆除の農薬散布（ジャンボタニシ、ウンカ類、さつまいも基腐病等）を追加していただきたい。病害虫は拡大が始まると、食い止めるには農薬散布しかありませんが、個人の農家等は手が回らないことも多く、こういった作業も農業公社に委託できれば、安定した収量や品質が確保できると考えます。

## 3. 後継者育成及び担い手の確保について

本市は、高齢化率が令和3年7月末時点で41.6%と非常に高く、離農されていく方も年々増加しているように感じます。

そこで、鹿屋市が取り組んでいる農業未来バンクを参考に、離農者及び離農を考えている方と、新規就農者やUターン・Iターン者の就農希望者とのマッチングの取り組みを実施するよう要望いたします。

新規就農者等で最初の壁は、就農を始める際の初期費用かと考えます。鹿屋市のように離農者等が所有する施設や農機具類を安価または無償で譲り受けできると、就農者の初期費用はかなり軽減されると考えます。



また、離農予定者の場合は、就農希望者の研修先としても登録していただき、就農希望の分野が合致した方を一定期間研修生として教育をした後に、その研修生に安心して経営継承することができ、これからの担い手の確保にも繋がるため、ぜひ早急に取り組んでいただきたい。

#### 4. 曾於高校での甘藷バイオ苗の育成・供給について

作物は苗半作と言われていますが、最近の基腐病により苗の供給が遅れたり、農協のバイオ苗を申し込んでもなかなか届かない状態です。一昨年は農協から購入し植えた苗の一回分のほとんどが基腐病で収穫できなかったという話もありました。

農協も安心安全な苗の安定供給に取り組んでおられることとは思いますが、苗が不足しているのが現状です。

また、県を中心にJA等を含め、基腐病に対する研究が進められていることと存じますが、まだ有効な情報は入ってきておりません。

そこで、本市にある曾於高校で、甘藷のバイオ苗の育成から供給までを協力いただけると少しでも多くの健全なバイオ苗の供給が出来るのではと考えます。

県内の農業高校でもすでにバイオ苗の育成・供給に取り組まれている事例もありますので、曾於高校への協力依頼を要望します。

#### 5. 企業誘致と6次産業について

東九州道や都城志布志道路等の流通道も整備されてきており、企業誘致は活発に行っていることと存じますが、新規誘致企業が誕生してないのが現実です。

農畜産業が盛んな本市においては、農畜産物加工業の企業を誘致し、出荷先と安定した単価を確保することで、農家の経営安定を図ることができ、加速する農家の高齢化に歯止めをかけることもできると考えます。ここ数年は国や県も6次産業化の推進に力を入れており、2次産業、3次産業の企業を誘致することができれば、本市の誇る1次産業との連携6次産業化を図ることができ、さらなる農畜産業の発展が見込められると思われれます。

また、大隅南地区においては、本市でも優良な生産団地と認識しています。その生産団地からの流通を加速させるために、そお鹿児島農業協同組合第2野菜流通センター近くを走る東九州自動車道へのインターチェンジの設置も要望いたします。

#### 6. 新規就農者支援対策事業の基準の緩和について

本市におかれましては、新規就農者に対し様々な施策を実施していただいております。心より感謝しております。

ただ、曾於市新規就農者支援対策事業実施要綱の中で、「交付の期間は、2年以内とする。」とあり、また、同事業実施要領では、「申請時において、就農後2年以内の者」とありますが、経営に関する研修や先進農家等で技術や知識を習得する期間を考慮すると、2年以内という期間は少し短く感じます。

新規就農者は、就農に対し経営面や生活面だけでなく、様々な不安があると思います。将来設計をし、農業で生活していく決心をするまでの期間も考慮すると、就農後5年程度は必要であると考えます。

このことから、曾於市の農業をより発展させ、強固なものにするためにも、「2年以内」という交付の期間の延長及び基準の緩和を検討いただきますよう要望します。

#### 7. その他

これまでに要望した、口蹄疫・鳥インフルエンザ等の畜産に関する防疫対策、また山林を再造林する際の緩衝地を設けることや、5G等の通信網対策等については、継続した取り組みを要望します。



## 令和4年度農作業別標準賃金表

令和4年度農作業別標準賃金を次のとおり設定しました。  
 整備済の平均的な農地を標準としていますので、参考にしてください。

※消費税は含まれていません。

作業の種類		区分	標準賃金	備考	
一般作業		1日8時間労働	6,568円	※鹿児島県最低賃金より (時間額821円)	
水田作業	荒起	10a当たり	4,000円	イタリアン跡地5,000円	
	中代	10a当たり	4,000円		
	植代	10a当たり	6,000円		
	畦塗り	1m当たり	70円	畦塗り機使用	
	田植	10a当たり	6,500円		
	水稲育苗	1箱当たり	580円		
	稲刈り	コンバイン	10a当たり	15,000円	
	脱穀	コンバイン袋(1袋)	500円		
	サブソイラー	10a当たり	3,000円	排水作業	
一般畑作業	肥料機械散布	10a当たり	2,000円	1回当たり	
	堆肥散布 (完熟堆肥のみ)	10a当たり	2,500円	マニアスプレッター使用	
	ロータリー耕耘	10a当たり	4,000円	イタリアン跡地5,000円	
	深耕ロータリー	10a当たり	11,000円		
	マルチ作業	1本当たり	2,500円	1本400m, 資材費本人負担	
	同時マルチ(テロン)	1本当たり	3,000円	1本400m, 資材費本人負担	
	土壌消毒	1缶当たり	3,000円	10a当たり1缶, 鎮圧は別途料金	
	プラウ耕起	10a当たり	4,500円		
	プラソイラー	10a当たり	3,500円		
甘藷つる切り	10a当たり	5,000円			
飼料作業 (播種・収穫等)	トウモロコシ等播種	10a当たり	3,500円	種子代は本人負担	
	コーンハーベスター	10a当たり	15,000円	1ヶ所10a以上	
	イタリアン刈取	10a当たり	3,000円		
	イタリアン集草・反転	10a当たり	1,000円	1回当たり	
	イタリアン梱包	1梱包	130円	ヘーベラー(ヒモ代を含む)	
	ロールラッピング	1ロール	3,500円	標準(直径1m×高さ1m)	
	ロール(ラップなし)	1ロール	2,500円	標準(直径1m×高さ1m)	
	ブームモア作業	1分当たり	100円	1時間当たり6,000円	
有機センター堆肥散布料 (原料代含む)	2t車	12,000円~	土着菌入り有機堆肥で, 土づくりを図りましょう!		

☆この表の標準賃金は, 市内外の農作業等を基準に設定されたものです。地域の慣行賃金や作業の難易度・土地条件等によって額が違ふと思われまふので, 標準額を参考に両者で話し合つて, 適正な賃金で農作業がスムーズに行われまふようにしてください。

曾於市農業委員会事務局(財部支所内)	☎ 0986-72-0947
曾於市農業委員会末吉分室	☎ 0986-76-8818
曾於市農業委員会大隅分室	☎ 099-482-5959
曾於市有機センター	☎ 0986-28-8440
曾於市土壌分析室	☎ 0986-76-7347
曾於市農業公社	☎ 099-482-3765

**※土づくりは土壌診断から!土壌診断(無料)をご利用ください。**



# 曾於市賃借料情報

この賃借料情報については、農家が田畑の貸し借りをする際の参考としてもらうため、令和3年の賃借料の情報を提供するものです。

田畑の賃借料の適正を図るため、農業委員会で情報提供するもので、小作（賃借料）については、正規の小作契約手続きにより許可を受け、この賃借料情報を参考として、貸借人相互で十分協議のうえ契約してください。

(10a当たり)

	平均額	最低額	最高額		平均額	最低額	最高額	
末吉地区	田	6,900円	1,800円	18,000円	普通畑	8,800円	2,700円	15,000円
					飼料	7,400円	1,000円	11,800円
					茶	18,600円	12,000円	39,900円
大隅地区	田	7,400円	2,400円	15,500円	普通畑	9,600円	1,800円	23,000円
					飼料	6,200円	3,400円	22,200円
					茶	16,900円	12,700円	22,500円
財部地区	田	9,100円	2,300円	16,800円	普通畑	8,500円	1,200円	11,800円
					飼料	8,200円	2,900円	11,800円
					茶	17,100円	5,400円	26,000円



# 農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）**で、**年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から

67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

「特例保険料」は、政策支援（下記表参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

※令和4年から、**「保険料の納付下限額の引き下げ」**、**「受給開始時期の選択肢の拡大」**及び**「加入可能年齢の引き上げ」**など、制度が一部見直されています。詳しくは、農業委員会事務局またはお近くのJAへお問い合わせください。

【表】

区分	補助対象者	国庫補助額( )は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者(経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません)		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	6,000円 (14,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に①の者になることを約束した者		

## ○新規加入者の声



新留 昇司さん (大隅町上須田木)

新留さんは、ご夫妻で現在生産牛を50頭飼育されており、父兄夫婦と共同で飼料を20ha、水稻を15ha作付けしています。農業者年金には令和3年2月に夫婦で加入されました。加入については、掛金が自由に選択でき、また掛金全額が社会保険料控除の対象となるため節税にもなり、積立方式で終身年金ということが魅力で加入されたとのこと。未加入の方はぜひ検討を!とのお話でした。

## ○農業者年金受給者の声



竹元 守さん (大隅町月野)

竹元さんは夫婦で農業者年金に加入され、守さんは令和2年8月から、奥さんの房子さんは平成30年2月から農業者年金を受給されました。お二人は若い頃から、10連棟ハウス2か所で菊を栽培されていましたが、現在は息子さんへ経営継承され、後継者育成にも尽力されています。年金を受給されてからも、趣味も楽しみながら、息子さん達の手伝いも頑張りたいと笑顔で語ってくれました。



農地を農地以外の目的に  
利用する場合は、

**農地転用許可が  
必要です**

(市街化区域内では届け出が必要です。)



**農地の違反転用**

手続きを怠ると、違反転用として、  
3年以下の懲役又は300万円以下（法人は1億円以下）  
の罰金が科されることがあります。

無断転用の土地を有している場合、  
今後新たな農地取得（貸し借りも含む）や、  
転用の申請を保留にする場合がありますので、  
速やかに無断転用の是正を行ってください。



## 農地転用とは…?

農地等を住宅や工場などの建物の敷地，資材置場，駐車場あるいは道路，山林などの農地以外の用途に転用することです。

ただし，農地であるかどうかは現況によって判定されますので，不動産登記簿の地目と一致しないことがありますのでご注意ください。

本人の土地であっても，農地を，許可なく農地以外の用途に利用すると違反転用になりますので，事前に必ず農業委員会へご相談ください。

## 農業委員会からのお願い

### 農地の畦畔等の管理について

現在、市内における畑や水田等の農地の畦畔等の管理不足が、近隣農業者だけでなく近隣住民や公衆用道路利用者に対し、さまざまな迷惑を生じさせる要因となっています。

繁茂した畦畔の雑草が道路にはみ出していたり、刈り取った雑草が道端や水路に放置されると、病虫害や事故・災害等の発生要因となり得る可能性があります。

生産者（所有者）の方々には、適切な農地の畦畔等の管理に努めていただくようよろしくお願い申し上げます。

併せて、畑や水田等を耕耘した後は、ロータリーの泥などを落としてから道路を利用くださいますようお願い申し上げます。

また、適切な農地管理がされていない場合、農林振興課・農業委員会においても、生産者（所有者）の方へ個別にご指導させていただくことがありますので、重ねてご協力をお願い申し上げます。





## 認定農業者紹介

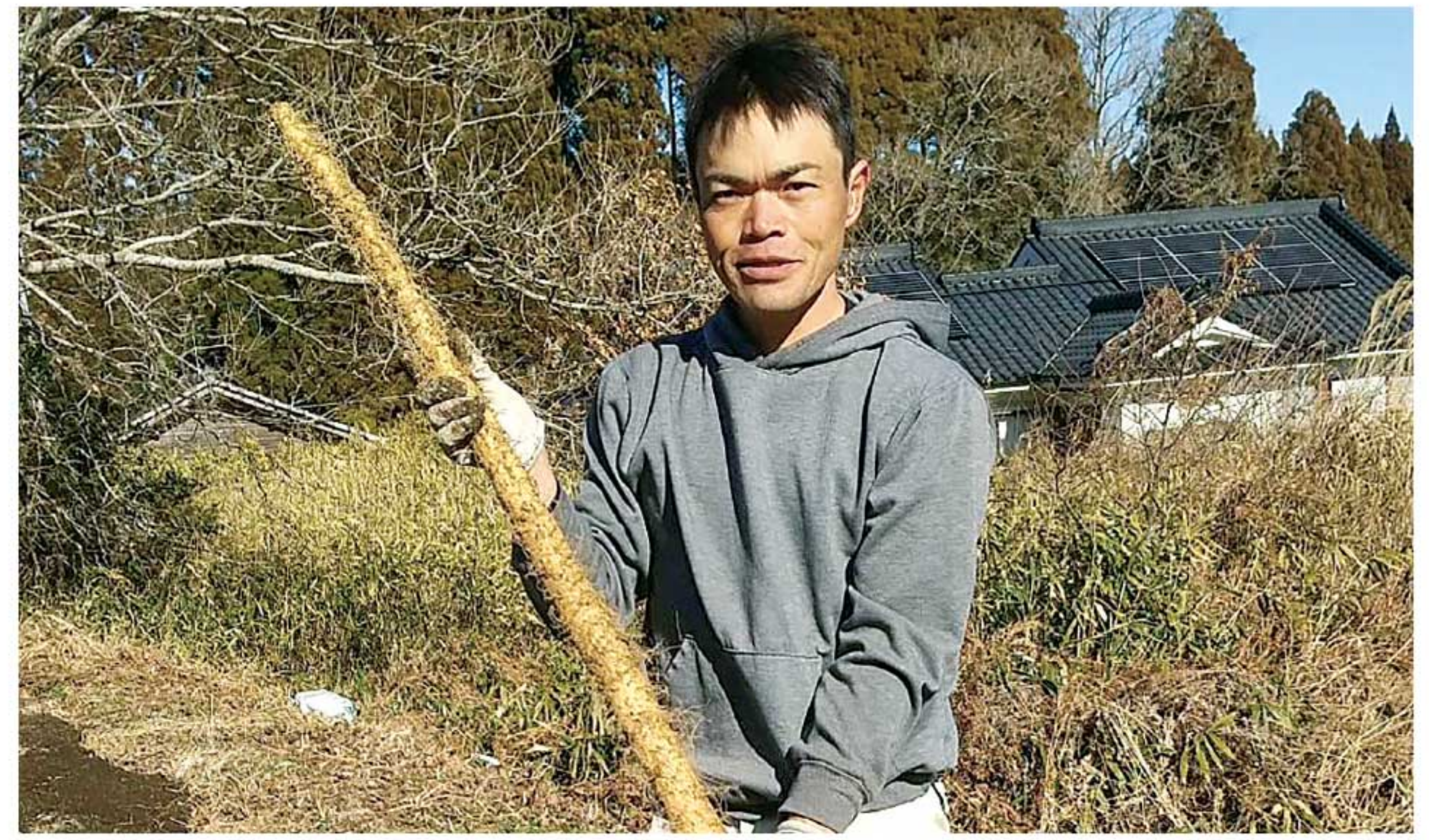


山下 林作さん

財部町の帯野の山下林作さんは現在青果用甘藷8ha、焼酎用甘藷5ha、水稻50aを奥さんと長男夫婦の4人で作付けされています。高校卒業後、大分県の短大で2年間学び、その後就農されました。就農当時は葉タバコを中心に作付けされていましたが、10年程前から甘藷作に転換されました。昨年までは基腐病の被害も殆んどなく順調でした。また質の向上にも懸命に努力されています。

後継者の順平さんと今年家族協定を締結する予定で、ご家族の今後の活躍にも期待しています。

## 新規就農者紹介



柳 桂太郎さん

財部町の水ノ久保の柳桂太郎さんは、宮崎県高原町の出身で大学卒業後、都城の建設会社に勤務された後、令和元年7月から12月までたからべ森の学校（財部北中跡地）で研修され、令和2年1月に就農されました。現在約40aの畑に、南瓜・里芋・大根・自然薯を栽培されています。今後、作付面積を5年後には100aに、10年後には200aを目標に反収の増量を重点に頑張りたいと語ってくださいました。



### 曾於市農業委員・農地利用最適化推進委員 名簿 (任期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで)

○農地に関するご相談・お問い合わせは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局まで！

地区	農業委員	農地利用最適化推進委員	地区	農業委員	農地利用最適化推進委員
末吉地区	山口 裕之	中村 智明	財部地区	吉満 忠吉	豊田 幸一
	迫 将嗣	増田 辰雄		柿木 伸幸	田中 正美
	光行 純市	瀬崎 由美		片平 敏生	徳石 昭子
	末鶴 ひとみ	松下 美智代		小倉 範房	橋口 まゆ
	濱田 實	薄窪 剛志			
	森岡 俊弘	川越 孝一			
	高岡 俊彦	新田 栄博			
	岡元 康子	竹下 友子			
大隅地区	大口 徳明	吉崎 祐一			
	荻迫 純明	新留 博文			
	池之上 三好	永田 幸八郎			
	酒匂 孝一	遠矢 忍			
	伊地知 輝男	有村 龍美			
	八木 強	豊永 峯雄			
	岩村 秀男	領家 一己			

### “全国農業新聞”の購読を!

全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している“農業者のための情報誌”です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会に是非あなたもご購読ください。

**毎週金曜日発行 定価 月700円 (送料を含む)**

末吉地区 (農業委員会 末吉分室 ☎0986-76-8818)  
 大隅地区 (農業委員会 大隅分室 ☎099-482-5959)  
 財部地区 (農業委員会事務局 ☎0986-72-0947)

**申し込みは…**  
 農業委員会事務局・各分室に  
 お声掛けください。